

火災以外の災害で、地震や毒性物質の発散による災害被害の軽減のため、防災管理対象物の管理権原者は防災管理者を定め、防災管理に係わる消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練の実施その他防災管理上必要な業務を、実施させなければなりません。

また防災管理対象物における防災管理者は防災管理の業務も合わせて行なわなければなりません。（消防法第36条第2項）

防災管理が必要な災害は地震や毒性物質の発散、テロ災害等が発生した場合のもので、通報連絡、避難誘導を行なう事を求めています。

